

国立公文書館が所蔵する「朝鮮本」解題（一）

尼子昭彦

国立公文書館では、約一六七部の「朝鮮本」を所蔵して閲覧に供している。

「朝鮮本」は「高麗本」ともいい、自国あるいは中国の思想家や文学者、また歴史家などが著した書物を朝鮮で刊行したものを指すのであるが、高麗時代の刊行書を「高麗本」、李朝時代のそれを「朝鮮本」と区別する場合もある。

これらの「朝鮮本」の中には自国では早くに滅びて姿を消したものが、我が国では大切に伝え保存している例もある。当館でもそれに類する「朝鮮本」を所蔵している上、かつての朝鮮の学者の著書や編纂書も多数見ることができるといえる。

そこで一般の方々を対象として、国立公文書館が所蔵する「朝鮮本」各々に記載された内容などを中心に、できる限り平易な文章で紹介することにしました。これによって、一般の方々が国立公文書館あるいは「朝鮮本」にやささかの関心をもって頂くことができたならば、望外の喜びである。

李太白文集（二冊）

〔請求番号 三三三—三六一〕

盛唐の詩人、李白（七〇一—六二）の文集。字は太白、蜀（現在の四川省）の人といわれる。本書は、李朝の正統十二年（一四四七）に刊行されたもので、跋文には本書を刊行したいきさつを次のように述べている。

『李太白文集』は不幸なことに、我が国の人々にもはやされていないとは言えない。しかし学問好きの李侯は休日を利用しては数多くの書籍を読み漁り、（李白の散文を）集めて、更に自宅に保存していた本文集の若干の巻を差し出すと、「これを公表して社会に広く伝えたい。」と考えたのである。そこでこれを実行に移して、一月足らずで刊行の運びとなったのである。

こうした経緯によって刊行された本書は、私たちがよく知る『春夜宴桃李園序』の冒頭の「夫天地者万物之逆旅」とすべきところを「夫万物者天地之逆旅」とするなど、通行本に比べると文字に異動の多いことが特徴といえます。

李長吉集 (二冊)

〔請求番号 三二二一九二〕

唐の詩人、李賀（七九一〜八一七）の漢詩集。書名に見える長吉とは、李賀の字である。「鬼才」と言われた特異な作風を持つ李賀は、親戚関係にあつた杜甫の死から二十一年後に生まれ、僅か二十七歳の短い生涯を閉じた。中唐の詩人として位置づけられる李賀の漢詩の出現で新しい境地を開かれた漢詩の流れは、次の晩唐の作風に影響を与えたといわれている。

「長安有男児、二十、心已朽（長安の都に若者がいるが、二十歳の若さで心はとくに朽ち果ててしまっている）（贈陳商・詩）」の句で有名であるにも拘らず、李賀の漢詩は、我が国で親しまれている『唐詩選』や『三体詩』には一首も採り上げられてはいない。そのため本書は、李賀の漢詩を読む上で、重要な書物とも言える。

また、本書は同じく国立公文書館が所蔵する清代に刊行された本版本の『李長吉歌詩』〔請求番号 三二二一九〇〕が清の王琦によって各詩を解釈するために付けられた注釈文のあるものとは異なり、注釈文のない原文だけの詩集で、もと昌平坂学問所が所蔵していたものである。

昌黎先生集 (二四冊)

〔請求番号 三二四二二五〕

唐の文人・政治家である韓愈（七六八〜八二四）の詩文集。昌黎と

国立公文書館が所蔵する「朝鮮本」解題(一)

は、その号。中唐を代表する詩人でもあり、散文では柳宗元とともに、当時の形式的な美文を否定して、内容に重点をおく古文の復興運動の大家として、唐宋八大家の一人とされる。その詩は、「文を以て詩を為す」と評価されているように、散文の主張を詩に応用したり、盛唐の詩人杜甫の詩風を継承して発展させることに主眼をおいたために、難解なものが多くと評価されている。

また、元和十四年（八一九）、韓愈五十二歳のとき憲宗の仏教信仰を批判した上奏文『仏骨を論ずる表』を奉り潮州（現在の広東省）の長官に左遷されたことは、『左遷されて藍関に至り、姪孫湘に示す』詩、「二封 朝に奏す 九重の天、夕に潮州に貶せらる 路八千、聖明の為に弊事を除かんと欲す、肯て衰朽を將て残年を惜まんや（以下略）（朝に一通の上奏文を宮廷に奉ると夕には八千里ものかなたの地潮州に流れさることになった。天子のために国家の弊害を除こうとしたまでで、今さら老いさらばえたこの身に余生を惜しんだりはいらない（以下略）」は有名である。

唐柳先生集 (二二冊)

〔請求番号 三二五一二〕

唐の文人・政治家である柳宗元（七七三〜八一九）の詩文集。政界では、革新的な政治家王叔文と行動をとにしたが、八〇五年、頼りとしていた順宗の退位に伴って失脚し、永州（現在の湖南省）の司馬、十年後には柳州（現在の広西省）の刺史に移された。

散文では韓愈とともに、当時の形式的には美文を否定して、内容に

重点をおく古文の復興運動の大家として、唐宋八大家の一人とされる。またその詩は、人生に対する深い洞察と政治に対する深い悲しみを表現して、高い評価を得ている。

東坡先生詩 (二七冊)

〔請求番号 三二二―二三六〕

本書は北宋第一の詩人、蘇軾(一〇三六―一一〇二)の詩集である。一般に蘇東坡の名で親しまれているのは、禪の信奉者としての号である東坡居士による。政治家でもあった蘇軾は、当時・政度の改革を課題とした政界においては歐陽修を中心とする旧法党(保守派)に属して、王安石の率いる新法党(改革派)との抗争を繰り返した。しかしそれに敗れると、老いた身を黄州に五年、海南島に三年の島流しとされ、自ら耕して日々の生活をするありさまであったという。

東坡六十五歳の春、哲宗の死による政界の変動で、許されて海南島を去り、中国本土に戻るようになる。その際の心境を、「澄邁驛通潮閣」詩に次のようにうたう。

余生 老いと欲す海南の村
帝 巫陽をして我が魂を招ねかしむ
杳杳として天低れ、鷓 没する処
青山一髪 是れ中原

(残り少ない私の人生は、海南の村でつき果てると思っていたが、帝はみこの巫陽をつかわして私の魂を呼び戻された。この島から大海原を眺めると、海上はるかに大空がたれさがり、はやぶさが姿を消す空

の果てあたり、髪の毛一筋のように見える青い山こそ、私の生まれ育った中原の地である。)

陶淵明集 (二冊)

〔請求番号 三二二―一九二〕

東晋の詩人、陶潜(三六五―四二七)の詩文集。淵明は字。一説に、淵明は名で字は元亮ともいう。

幼くして両親を亡くして、没落する家で困窮のうちに成長した淵明は、二十九歳の頃、江州の祭酒(学校行政の担当官)に就任した。けれども、世俗を離れた田園生活に強くあこがれる淵明にとつての官僚生活は別世界であったようで、間もなく辞職することになる。義熙元年(四〇五)八月、淵明四十一歳のとき、郷里に近い彭沢(現在の江西省)の県令(県知事)に就任するが、十一月には早くも辞職している。このときの心境はその作品『歸來辭』に「今的是にして昨の非なるを覚る(現在の私が正しく、過去の私が間違っていたことは分かっている。)」と述べられている。

この辞職の原因の一つとして伝えられる話がある。それは、県知事に就任して間もなくのことである。上級官庁から派遣される巡察官を衣冠束帯の正装で出迎えるように部下から要求された淵明は、「我五斗米のために腰を折りて、郷里の小人に向かうこと能わず(雀の涙ほどの俸給を得るために、郷里の後輩におじぎなどできるものか。)」と言い、即日辞表を出した、という。

楚辞 (三冊)

〔請求番号 別四三一六〕

『楚辞』とは、中国南方の長江流域の楚国で発生した文学をいうが、書名としてのそれは、戦国時代末の楚の屈原と、その門人と伝えられる宋玉らの抒情的作品を集めたものをさす。屈原（前三四三？〜前二七七？）は楚王の一族で、懷王の大臣として国政にあたつたが中傷によつて追放され、汨羅（現在の湖南省東北部で洞庭湖に流入する）に身を投じて命を絶つた。代表作の一つ『漁父（の辞）』で、「新たに沐する者は必ず冠を弾き、新たに浴する者は必ず衣を振う（髪を洗つたばかりの人は必ず冠の塵をはたき、風呂から上がったばかりの人は必ず衣をはらう）」という潔癖なまでに世俗にしたがつて変化することのできない屈原の生き方と、「滄浪の水清まば、以て吾が纓を濯うべし、滄浪の水濁らば、以て吾が足を濯うべし（滄浪の水が澄んだなら、私の冠を洗えばよいし、滄浪の水が濁つたなら、私の足を洗えばよい）」という世俗の漁師の生き方とを対比している。

屈原の命日は五月五日と伝えられ、この端午の節句の日の「ちまきは、屈原への供物として作られたといわれている。

后山詩註 (二冊)

〔請求番号 三二二―二七九〕

后山の作つた詩の各々に、南宋の任淵が注釈を加えた書物。

国立公文書館が所蔵する「朝鮮本」解題(一)

后山とは、北宋の詩人、陳師道（一〇五三〜一一〇二）の号。陳師道は、散文の大家として有名な曾鞏（一〇一九〜八三）の門人で、蘇軾（一〇三六〜一一〇一）の推薦によつて官吏となり、徐州や潁州などの教授を歴任した。その詩は当時の詩人たちの模範とされたが、一方、役人の苦しみをうたつた作品も少なくない。

「鶏鳴きて 人は当に行くべく、犬鳴きて人は当に帰るなるべし、秋来 公事急なり、出ずるも処るも時を待たず（一番どりが鳴き始めるころには家を出ているだろうし、夜ふけに犬がほえるころにやつと家に帰りつくだろう、この秋になつてからは役所の仕事が厳しくて、外出するにも家にいるにもんきなものではない）」とうたつた『田家』や、「早く林野に投じて 風雨を違るに、晩に塵沙に傍つて 送迎に飽く（私はすでに山野に退いて 浮世の風雨の激しさを忘れていたはずなのに、年老いて砂塵の吹き荒れる世間に入り込み 長官の送り迎えにあくせくする身の上となつた）」という『新しき将を迎えて 漕城に至り 暮に歸りて雨に遇う』などの詩句は、陳師道の役人生活に対する心情を表現したものである。

山谷詩註 (二〇冊)

〔請求番号 三一六―二四八〕

山谷が作つた詩の各々に、南宋の任淵が注釈を加えた書物。

山谷とは、北宋の詩人、黄庭堅（一〇四五〜一一〇五）の号。秘書丞として国史の編纂にあつたが、旧法党（保守派）に属して王安石らの新法党（改革派）に対抗して敗れ、戎州（現在の四川省の南部）

や宜州（現在の広西省宜山県）などに流された。

元符三年（一一〇〇）戎州の流罪を許されて崇寧元年（一一〇二）の春に故郷に戻る途中の作品、『雨中 岳陽樓に登り君山を望む』の中で、「荒に投ぜられて万死し 鬢毛 班なり（へんびな戎州の地に流されて生死の境を行き来して 髪の毛はまだらになった）」と、その苦しみを表現している。

しかし、唐の杜甫の詩を学び、刻苦して作ったそれらの詩は、清末の曾國藩（一八一―一七二）によって宋の三大家（蘇軾、陸游）の一人と評価されている。

剪灯余話（二冊）

〔請求番号 三〇九―一四一〕

明の李楨（一三七―一四五）が著した伝奇小説集。伝奇小説とは、唐代に始まった古典文学の一形式で、「めずらしい話しを語り伝える」小説のことである。

『剪灯余話』は、瞿佑（一三四―一四二七）の伝奇小説『剪灯新話』にならって著したことから、当時はかなり評判が悪かったという。しかしながら、明代の伝奇小説である本書は、清の蒲松齡の文語小説『聊齋志異』に至る道すじを築いた作品のひとつとして、中国文学史上で重要な役割を果たした。

また我が国では元禄五年（一六九二）に出版された了意の『狗張子』では『剪灯余話』の翻案が多数おさめられていることから、江戸時代の小説にも大きな影響を与えたことが理解できる。

本書には、年老いた猿が仏門に入った話、地獄に遊んだ男の話、仙人に出遇った男の話などの作品がおさめられている。

博物志（二冊）

〔請求番号 三〇九―一六四〕

晋の張華が著した雑録で、中国やその周辺国家の地理、珍しい風俗や物産、奇妙な動植物、伝説などを、各項目ごとにまとめている。ことに、巻八「史補」には次のようなひとつの七夕伝説が記されている。

七月七日の夜、仙人の不老長生にあこがれた漢の武帝の前に紫雲の車に乗った仙人西王母が、三千年に一度しか実をつけないという桃七つを手にして現れた。食べ終えた武帝は、種を捨てようともしない。不思議に思った西王母がその理由をたずねると、武帝はこう答えた。「おいしい桃だから、この種を植えるつもりだ。」これを聞いた西王母はこう言った。「それは無理なことでしょう。（この桃は三千年に一度しか実をつけないのですから）」

性理字義（二冊）

〔請求番号 二九九―一八〕

宋の陳淳が著した、朱子学の語彙解説書。陳淳の号である北溪によって『北溪字義』ともいう。この書物は陳淳の門人王雱が記録したもので、朱子学の理気心性に関する諸文字を二十五門に分類し、

当時の口語体の文章によって解説をする。

たとえば「志」については、「志とは心が向かう所である。心があ
る一点に向かつてつき進むことである。だから、道に志すとは心のす
べてが道に向うことであるし、学問に志すとは心のすべてが学問に向
かつて進み、必ずその目的を達成することをいう。」という具合であ
る。

難解な語が多い朱子学の書物を読むときや、朱子学者の学説を理解
する際の参考文献として重視された本書は、我が国でも江戸時代に刊
行されている
〔請求番号 二九九―二七六、二九九―五〕

文献通考 (二四〇冊)

〔請求番号 二九四―六〕

南宋の馬端臨の著で、古代から宋代までの制度と沿革を網羅した一
種の百科全書である。

田賦(田にわりあてる税金)・学校・職官などの二十四部門で構成
され、各部門ごとに関連する史実を経書や歴史書から引用し、あわせ
て政治家や学者の論議を載せる。

ことに宋代の制度については詳細で、他の書物には見られない史料
をおさめていることから、宋代を研究する上で不可欠なものひとつ
とされている。

また、この書物はその一部が翻訳されたことがあるなど、早くから
ヨーロッパの中国学者から注目されたという。

東文選 (一三〇冊)

〔請求番号 集二一六一―〕

三国(新羅・百濟・高麗)時代から李氏朝鮮の成宗初年までに作ら
れた詩文を、盧思慎・姜希孟・徐居正ら二十三人の纂集官が編纂して、
成宗九年(一四七八)二月に完成した詩文集である。

辞(叙情的な韻文)・賦(叙事的な韻文)・五言古詩などの作品は、
中国の梁の蕭統が編纂した詩文集『文選』の分類に従ってわりあてら
れている。「東国(朝鮮)の文選」という意味を表す書名の『東文選』
は、これによる。

また、本書にはすでに滅びて現在では目にするのできない詩文
が少なからず存在することから、朝鮮漢文学の貴重な資料と評価され
ている。

經国大典 (五冊)

〔請求番号 二九五―六二〕

李朝の世祖の命によって、崔恒らが編纂した国家の根本的体制を指
示する法典。吏(官吏の職分)・戸(財政経済)・礼(礼儀書式)・
兵(軍事)・刑(刑法)・工(土木建築)の六典によって構成される。

李朝の初めには『經濟六典』や『統六典』などの法典があったが、
各々に不統一な点が見られた。世祖はこれを統一して総合的かつ根本
的な法典づくりを目ざして編纂を命じた。六年に戸典が、七年に刑典

が、睿宗^{エイソウ}元年に吏・礼・兵・工の四典が完成し、成宗二年に刊行された。

本書は、日韓併合に至るまでの朝鮮法の原則となったものであり、さらに李朝初期の諸制度が網羅され、以後の諸制度の規範とされたことから、李朝の制度史を調べるための基本資料と評価されている。

大典通編 (五冊)

〔請求番号 二八九一六〕

李朝の正祖^{メイ}が命じて、金致仁などが編纂した法令集。一七八五年に刊行。

これまでの『経国大典』や『続大典』などの諸法典は各々を個別の書として刊行していたために、利用しづらい欠点があった。そこで、『経国大典』と『続大典』とを合わせるとともに、『続大典』以後の法令などを増補した。

法令の分類については、『経国大典』に従い、『経国大典』におさめる法令の本文には「原」の字を、『続大典』におさめる法令の本文には「続」の字を、それ以後に定められた法令には「増」の字を記して区別している。

大典会通 (五冊)

〔請求番号 二九六一九〇〕

李朝の高宗^{メイ}が命じて、趙斗淳^{チヨウトジュン}らが編纂した法典。一八六五年に刊行。

構成は『大典通編』の例に従い、『大典通編』以後の九十年間に施行された法令をおさめた、李朝最後の法令集。

『経国大典』におさめる法令の本文には「原」の字を、『続大典』におさめる法令の本文には「続」の字を、それ以後に定められた法令には「補」の字を記して区別している。

(公文書研究官)